

第52回（令和2年度）社会保険労務士試験 受験案内

厚生労働省
全国社会保険労務士会連合会

《試験の実施要領》

第52回社会保険労務士試験は、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第10条第1項及び第10条の2の規定により次のとおり行われます。

I. 受験申込書の受付期間

令和2年4月13日（月）～令和2年5月31日（日）（以下、年号の記載のない日付は、「令和2年」です。）

郵送	「簡易書留郵便」で、全国社会保険労務士会連合会 試験センター（以下「試験センター」という。）へ郵送してください。5月31日（日）までの消印があるものに限り受け付けます。
窓口 (試験センター)	(1)試験センターへ直接持参してください。窓口での受付期限は、5月29日（金）17：30までです。 (2)受付時間は、9：30～17：30（土日祝日を除く）です。 ※ 現金の取扱いはいたしません。受験手数料は、あらかじめ所定の方法で納付手続きをしてください（6・7頁参照）。 ※ 都道府県社会保険労務士会での申込みはできません。

注1 6月1日以降に郵送（提出）された場合は、受け付けできません。

注2 提出書類に不備・不足がある場合は受け付けられません。

II. 試験日等

着席時刻から試験の説明を開始します。この時刻までに試験室に入室し、着席してください。

試験日	着席時刻	試験時間	出題形式
令和2年8月23日（日）	10：00 12：50	10：30～11：50（80分） 13：20～16：50（210分）	選択式 択一式

III. 試験科目

1 試験は、次表の科目について行われます。

2 試験問題の解答に当たり適用すべき法令等は、令和2年4月10日（金）現在施行のものとします。

試験科目	選択式 計8科目（配点）	択一式 計7科目（配点）
労働基準法及び労働安全衛生法	1問（5点）	10問（10点）
労働者災害補償保険法（労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。）	1問（5点）	10問（10点）
雇用保険法（労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。）	1問（5点）	10問（10点）
労務管理その他の労働に関する一般常識	1問（5点）	10問（10点）
社会保険に関する一般常識	1問（5点）	10問（10点）
健康保険法	1問（5点）	10問（10点）
厚生年金保険法	1問（5点）	10問（10点）
国民年金法	1問（5点）	10問（10点）
合 計	8問（40点）	70問（70点）

注1 択一式試験の「労働者災害補償保険法」及び「雇用保険法」は、それぞれの問題10問のうち3問が「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」から出題されます。具体的には、択一式試験の「労働者災害補償保険法」は、問1～問7が「労働者災害補償保険法」、問8～問10が「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」です。「雇用保険法」は、問1～問7が「雇用保険法」、問8～問10が「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」です。

注2 選択式試験の「労働者災害補償保険法」及び「雇用保険法」は、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」からの出題はありません。

IV. 合格発表日

令和2年11月6日（金）

詳細については、2頁の《合格者の発表について》をご覧ください。

V. 受験資格

受験資格のいずれかに該当する方は受験できます。

詳細については、10・11頁の《受験資格》をご覧ください。

VI. 試験地

北海道、宮城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、香川県、福岡県、熊本県、沖縄県

試験会場等、詳細については、14・15頁の《試験地・試験会場一覧》をご覧ください。

《受験の申込み》

I. 受験案内等を入手した際の確認事項

下記の書類5点が揃っているか確認してください。

- 1 受験案内
- 2 社会保険労務士試験受験申込書・社会保険労務士試験試験科目免除申請書（O C Rシート）（以下「受験申込書」という。）
- 3 受験手数料払込用紙〔払込取扱票・振替払込請求書兼受領証・振替払込受付証明書（お客様用）・払込受領証の一連4票式（コンビニエンスストア・郵便局・ゆうちょ銀行兼用）〕
- 4 社会保険労務士試験実務経験証明書（以下「実務経験証明書」という。実務経験を受験資格とする方、新たに試験科目の免除申請を行う場合等の免除資格を実務経験で証明する方のみご使用ください。）
- 5 受験申込用封筒（オレンジ色）

II. 受験手数料

- 1 受験手数料 9,000円（別途、払込手数料203円は、受験申込者の負担となります。）
- 2 専用の受験手数料払込用紙を使用して提携コンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）又は郵便局・ゆうちょ銀行から納付してください（6・7頁参照）。
- 3 納付された受験手数料は、理由の如何を問わず返金いたしません。

III. 申込方法

3頁の提出書類一覧に記載のとおり提出書類等を全て揃え、郵送又は試験センター窓口にて申込みをしてください。なお、提出書類等に不備・不足がある場合は、受け付けられません。

郵送 (5月31日消印有効)	(1)専用の封筒(オレンジ色)に入れ、必ず郵便局の郵便窓口(有人窓口)から「簡易書留郵便」で、試験センターへ郵送してください。 (2)手続きの際は、郵便局に備え付けの「書留・特定記録郵便物等差出票」を記入のうえ、窓口にお出しください。なお、「書留・特定記録郵便物等差出票」の届け先の氏名記入欄は、「試験センター」と記入してください(郵便料金等は、受験申込者によって異なりますので、郵便局にお尋ねください。) (3)試験センターでは書類の到着に関する照会には応じられません。「書留・特定記録郵便物等受領証」に記載のお問い合わせ番号により、郵便局の郵便追跡サービスをご利用ください。
試験センター窓口 (5月29日まで)	(1)専用の封筒(オレンジ色)に入れ、試験センターへ直接持参してください。 (2)受付時間は、9:30～17:30（土日祝日は除く）です。 (3)現金の取扱いはいたしませんので、受験手数料は、あらかじめコンビニ又は郵便局・ゆうちょ銀行の振替払込受付窓口（有人窓口）で納付手続きをしてください（6・7頁参照）。 (4)受験申込みの締切日近くは、大変混み合いますので、早めに手続きをしてください。

IV. 受験票の交付

- 1 8月上旬に試験センターから受験資格を有すると認められた受験申込者に直接郵送します。
- 2 8月3日（月）までに受験票が届かない場合又は受験票の記載事項に誤りがある場合は、8月5日（水）までに試験センターへご連絡ください（期限までにご連絡のない場合は、受験票が到着したものとみなします。）。
- 3 試験センターが受験票へ記載する漢字は、原則としてJ I S第2水準までの活字を使用します。
- 4 受験票は第53回～第55回社会保険労務士試験の受験資格を証明する書類（以下「受験資格証明書」という。）として使用できますので、大切に保管してください。

《合格者の発表について》

I. 合格者の発表

- 1 合格発表日 令和2年11月6日（金）
- 2 合格者には合格証書を郵送するほか、その受験番号を官報に公告します。また、厚生労働省本省、試験センター及び都道府県社会保険労務士会にて合格者の受験番号の掲示等を行うとともに、試験センターホームページでの登載を予定しています（公開予定期刻9:30）。
- 3 途中棄権者、不正者を除く受験者には成績（結果）通知書を合格発表日に郵送します。11月16日（月）までに届かない場合は、11月27日（金）までに試験センターへご連絡ください（期限までにご連絡のない場合は、通知が到着したものとみなします。）なお、この通知は、第53回～第55回社会保険労務士試験の受験資格証明書として使用できますので、再受験される方は、大切に保管してください。
- 4 合否及び成績に関する照会には、その理由の如何を問わず応じられません。
- 5 不正の手段により合格したことが判明した場合、試験合格後においても合格取消等の措置がなされる場合があります。

II. 合格基準

合格基準点は、選択式試験及び択一式試験のそれぞれの総得点と、それぞれの科目ごとに定めます。各成績のいずれかが合格基準点に達しない場合は不合格となります（合格基準点は、合格発表日に公表されます。）。なお、合格基準に関する照会には、その理由の如何を問わず応じられません。

●提出書類一覧

提出書類等に不備・不足がある場合は受け付けられませんので、下記の留意点をご精読のうえ、早めに申込みをしてください。なお、受験資格を有すると認められた方について、提出された書類は返却いたしません。

(1)通常の受験者	:以下、A～D	の書類
(2)試験科目の免除申請をする受験者		
①初めて試験科目の免除申請をする受験者	:以下、A～D	+ E の書類
②過去に免除決定を受けた科目のみ免除申請をする受験者	:以下、A～D	の書類
③過去に免除決定を受けた科目の他に追加して免除申請をする受験者	:以下、A～D	+ E の書類
(3)特別の措置を申請する受験者	:以下、A～D	+ F の書類

提出書類名	留 意 点
A 受験申込書	1 記入にあたっては、4 頁の《受験申込書の記入要領》、5 頁の《受験申込書の記入例》をご覧ください。記入漏れ等があると不備となりますので、必要事項を全て記入してください。 2 受験申込書には、写真以外の書類を貼付しないでください。 3 試験センターからの書類送付先・連絡先は日本国内に限ります。
B 写真	1 8 頁の《受験申込書に貼付する顔写真について》をご覧ください。 2 提出された写真について、規格を満たさないもの、不鮮明なもの、顔の部分が小さいもの等は再提出していただきます。 3 顔写真と本人が著しく異なる場合は、試験時間中であってもお声掛けのうえ、本人確認を行う場合があります。必ず申込前 3 か月以内に撮影したものをご用意ください。
C 払込受領証 又は 振替払込受付証明書 (お客さま用) (受験手数料の納付を証明する書類)	1 6・7 頁の《受験手数料の納付方法》をご覧ください。 2 コンビニから納付した場合は「払込受領証」の原本を、郵便局・ゆうちょ銀行から納付した場合は「振替払込受付証明書（お客さま用）」の原本を提出してください。 3 払込受領証の受領印欄（振替振込受付証明書（お客さま用）の場合は日附印欄）に受領押印があることを確認してください。押印のないもの、日附印が 6 月 1 日以降のものは受け付けられません。
D 受験資格証明書	1 10・11 頁の《受験資格》をご覧ください。 2 受験資格証明書の氏名と現在の氏名が異なる場合は、改姓したこと等を証明する個人事項証明書（戸籍抄本）を添付してください。個人事項証明書で氏名の変遷が確認できないときは、改製原戸籍等の書類が必要となります。 3 外国籍の方で、受験資格証明書に通称名の記載がある場合は、通称名の記載があり、マイナンバーの記載のない住民票の写しを添付してください。なお、受験申込書の氏名欄に通称名の記載が必要な場合は、本名に統いて通称名をカッコ書きにしてください（「本名（通称名）」）。 ※ 個人事項証明書、改製原戸籍及び住民票の写し等の氏名に関する証明書は申込み前 3 か月以内に発行された原本に限ります。

○以下は該当者のみ必要となります

E 免除資格を証明する書類	16～19 頁の《試験科目の免除申請》及び 20・21 頁の《試験科目の一部免除資格者一覧》をご精読ください。
F 特別措置に関する書類	22・23 頁の《特別の措置》をご精読ください。 なお、「特別措置申請書」「措置内容一覧表」は試験センターホームページから取得してください。

注 書類の審査には時間を要するため、早期に申込みの手続きをされても内容の確認及び不備の是正に関する連絡が 7 月下旬頃となる場合があります。

《受験申込書の記入要領》

●記入にあたって

- 1 この用紙は、機械で処理しますので、破いたり、汚したりしないでください。また、送付するときに、折り目を変えないでください。
- 2 黒のボールペンを使用して楷書で記入してください（消えるもの、水性のものは使用しないでください。）。
- 3 5頁の《受験申込書の記入例》を参照のうえ、各枠に収まる程度の大きさで丁寧に記入してください。
- 4 誤記を訂正する場合は二重線で消し、次の枠又は当該枠のうえに書き直してください。訂正印は不要です。また、修正液は使用しないでください。
- 5 受験申込書中段の⑬・⑭は試験科目の免除を申請する方のみ記入してください。

- ① 希望試験地は、14・15頁の《試験地・試験会場一覧》から希望する試験地（都道府県名）ひとつを漢字・左詰で記入してください。
- ② 希望試験会場コードは、14・15頁の《試験地・試験会場一覧》を参照し、試験会場コード2桁を記入してください（試験地ひとつに対し試験会場がひとつしかない場合でも必ず記入してください。）。試験会場コードの記入がない場合は、不備となりますので、必ず記入してください。
- ③ 氏名（カタカナ）は、濁点・半濁点・長音符号がある場合は、それぞれ1文字として記入してください（例：レゾウカイキョウ=11文字）。ヤユヨ等は小文字ではなく大文字「ヤユヨ」で記入してください。
- 氏名（漢字）は、姓と名の間を1字あけ、戸籍どおりの漢字・仮名で記入してください（外国籍の方は住民票に記載のとおり記入してください。）。
- ④ 郵便番号は、7桁全部を記入してください。
- ⑤ 携帯等電話番号は、受験申込書類等に不備があった場合、試験センターからの通知文書が送達できない場合の照会の際に使用しますので、昼間、確実に連絡のとれる電話番号を、区切り（固定電話の場合は、市外局番・市内局番・番号）ごとに左詰で必ず記入してください。
- ⑥ 住所は、必ず都道府県名から記入し、番地等の数字が2桁以上の場合は、1枠に1桁として記入してください。濁音・半濁音・長音符号がある場合は、1文字として記入してください（例：パークビルズマンション=11文字）。
- ⑦ 生年月日は、西暦早見表を参照のうえ、西暦の4桁を記入し、月日が1桁の場合は、0を付し2桁にして記入してください（例：昭和45年1月1日→1970 01 01）。
- ⑧ 年齢は、5月31日現在のものを記入してください。
- ⑨ 性別は、該当する欄にレ点を記入してください。
- ⑩ 受験資格コードは、10・11頁の受験資格一覧表を参照し、該当するコード番号2桁を必ず記入してください。
- ⑪ 受験資格証明書を、第49回～第51回のいずれかの社会保険労務士試験の受験票又は成績（結果）通知書で提出する方は、当該受験票又は成績（結果）通知書に記載されている試験の回次、受験番号を記入してください（第48回試験以前の受験票又は成績（結果）通知書は使用できません。）。
- ⑫ 特別措置コードは、特別な措置を必要としない方は、「00」を記入してください。受験に際し、特別の措置を希望する方は、23頁の特別措置コード表を参照し、該当するコード番号2桁を記入してください。特別の措置を希望する方は、申込みとあわせて必要書類の提出が必要です。なお、未記入の場合は「00」とみなし、特別の措置ができません。
- ⑬ 既に試験科目の免除決定を受けている方が、免除決定通知書番号を記入する欄です。16頁の受験申込書記入例（免除申請部分）を参照してください。なお、免除決定通知書番号が6桁の場合は、必ず右詰で記入してください（免除決定通知書番号とは、旧厚生省、旧労働省及び全国社会保険労務士会連合会からの「免除決定通知書」に付されている番号です）。
- ⑭ 新たに試験科目の免除申請を行う方が記入する欄です。16頁の受験申込書記入例（免除申請部分）を参照してください。免除を申請する試験科目のチェック欄にレ点を記入し、免除資格事由欄に20・21頁の《試験科目の一部免除資格者一覧》のうち該当する事由を記入してください。
- ⑮ 8頁の《受験申込書に貼付する顔写真について》をご覧ください。

●注意事項

- 1 受験申込書には、写真以外の書類を貼付しないでください。
- 2 印刷の都合上、5頁の記入例の色と実際の色とは異なります。
- 3 ⑬・⑭に記入のない方は、試験科目について試験の免除を申請しない方とみなします。

《西暦早見表（抜粋）》

和暦	西暦	和暦	西暦	和暦	西暦								
昭和13 14 15 16 17 18 19 20 21	1938 1939 1940 1941 1942 1943 1944 1945 1946	昭和22 23 24 25 26 27 28 29 30	1947 1948 1949 1950 1951 1952 1953 1954 1955	昭和31 32 33 34 35 36 37 38 39	1956 1957 1958 1959 1960 1961 1962 1963 1964	昭和40 41 42 43 44 45 46 47 48	1965 1966 1967 1968 1969 1970 1971 1972 1973	昭和49 50 51 52 53 54 55 56 57	1974 1975 1976 1977 1978 1979 1980 1981 1982	昭和58 59 60 61 62 63 昭和64～平成元年 平成2 3	1983 1984 1985 1986 1987 1988 1989 1990 1991	平成4 5 6 7 8 9 10 11 12	1992 1993 1994 1995 1996 1997 1998 1999 2000

《受験申込書の記入例》

氏名（カタカナ）欄の濁点・半濁点・長音符号はそれぞれ1文字として記入してください。また、「ヤユヨ」等は小文字ではなく、大文字「ヤユヨ」で記入してください。

(例：レ¹ン²コ³ ウ⁴カ⁵イ キ⁶ヨ⁷ウ⁸コ⁹=11文字)

電話番号は、昼間連絡のとれる番号を必ず記入してください。

住所欄の濁音・半濁音・長音符号は、1文字として記入してください。

(例：パー¹ク²ヒルズ³マン⁴ショ⁵ン=11文字)

戸籍の漢字・仮名
試験センターからの連絡先は日本国内に限ります。

⑦
⑩

⑬

特別の措置を必要としない方は「00」を記入してください。

この欄は、記入しないでください。

2020 第52回 社会保険労務士試験受験申込書（OCRシート）				
希望試験地	東京都			
希望試験会場コード	07			
氏名（カタカナ）	レ ¹ ン ² コ ³ ウ ⁴ カ ⁵ イ キ ⁶ ヨ ⁷ ウ ⁸ コ ⁹			
氏名（漢字）	連合会 京子			
郵便番号（7ケタ）	103-8347			
住所	東京都中央区日本橋本石町9-9-99 パークヒルズマンション5-2020			
生年月日	1995年01月01日			
年齢	25			
性別	男□女✓			
受験資格コード	15 特別措置コード 00			
既に免除決定を受けている者の記入欄 ※既に受けた免除決定通知書番号を記入すること。 既に免除決定を受けた試験科目 ➡ 免除決定通知書番号				
新たに免除申請を行う者の記入欄 ※チケット欄に印を記入すること。 免除を申請する試験科目 ➡ チケット				
受験資格を証明する書類として「受験票」又は「成績（結果）通知書」を提出する方の記入欄 今回提出する「受験票」又は「成績（結果）通知書」に記載されている試験の回次、受験番号を記入して下さい。 回 次 第 51 回 受験番号 987654321				
●受験資格証明書類の注意事項 受験資格証明書類の記載内容に実事と相違があることが判明した場合、試験合格後においても合格取消等の措置がなされる場合があります。受験申込者は記載内容を確認のうえ、提出してください。				
●申込書記入上の注意事項 1 この用紙右下の記入例を参考にして枠内に楷書で大きく、はっきりと記入してください。 2 この用紙は機械処理しますので破損・汚損に注意してください。また、コピーの申込書は受理できません。 3 写真は受験案内の規格を満たしたものを用意し、のりつけする際は、のりがはみ出ないようにしてください。				
●申込書類に不備があると受理できません。申込みにあたり、再度、受験案内を精読のうえ、特に提出書類、受験資格、提出期限等を必ず確認してください。また、受験案内に記載の注意事項等を遵守してください。				
以下は記入しないで下さい。 申込書番号 1234567				
OCRシート	受験資格書類	写 真	振替納付書	申込書番号
なし	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
不 備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
審査済	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
年 2020	試験実施回数 52	記入例	1234567890ツシム	✓

⑯ 写真は貼付欄外にはみ出さないようにしっかりとのりづけしてください。
セロハンテープは絶対に使用しないでください。
規格に合わない写真が貼付されていた場合は、再提出となります。

《受験手数料の納付方法》

I. 受験手数料の納付方法

次の2つから選択することができます。

- コンビニ（レジ）
- 郵便局・ゆうちょ銀行の振替払込受付窓口（有人窓口）

受験手数料払込用紙は、コンビニ、郵便局・ゆうちょ銀行いずれでも使用できます。受験申込書提出の前に、上記1又は2の方法で納付してください。

II. 受験手数料

受験手数料は9,000円、払込手数料は、コンビニ、郵便局・ゆうちょ銀行いずれも203円です。

III. 納付時の注意事項

- ご依頼人の欄(郵便番号、住所、氏名)は、受験申込者本人の住所と氏名を記入してください。
- 会社名・団体名等で納付しないでください。
- 受験申込者1名につき、受験手数料払込用紙1枚を使用してください（複数名分を一括して納付することはできません。）。
- 受験手数料払込用紙は、金額訂正をしないでください。
- 受験手数料払込用紙を汚したり、破いたりしないでください。
- コンビニで納付した場合、お手元に払込の控えは残りません。領収証が必要な方は郵便局・ゆうちょ銀行をご利用ください。
- 試験センターでは、現金の取扱いはいたしません。
- 上記I. の1又は2の方法以外で受験手数料を納付された場合、試験センターは受験申込を受け付けることができません。また、一切の返金もいたしません。

IV. コンビニを利用した場合の納付方法

- 受験手数料払込用紙の所定欄に必要事項を記入して、切り取らずにコンビニのレジへお渡しください。
- 「払込受領証」が払込人に渡されます。
- コンビニ店舗の受領印が押印されていることを確認してください。
- この「払込受領証」の原本を受験申込書と一緒に提出してください。

【コンビニの例】



振替払込請求書兼受領証

口座番号	0 0 1 3 0 0 0	支払日	1 8 0 1 2 4
金額	9 2 0 3	備考	

全国社会保険労務士会連合会(試)

支払日: 年月日

金額: 9,203

料金: 9,000

備考: 全国社会保険労務士会連合会(試)

モバイルレジは使用厳禁

申込書番号: 1234567 (CVS本部控)

印

振替払込受付証明書(お客様用)
(ご依頼人: 郵便局・ゆうちょ銀行ご依頼人)

口座番号	0 0 1 3 0 0 0	支払日	1 8 0 1 2 4
金額	9 2 0 3	備考	

全国社会保険労務士会連合会(試)

支払日: 年月日

金額: 9,203

料金: 9,000

備考: 全国社会保険労務士会連合会(試)

モバイルレジは使用厳禁

申込書番号: 1234567 (CVS本部控)

印

●試験センター提出用

払込受領証
(コンビニエヌストア支用)

ご依頼人 ※ (郵便番号 103-8347) 住所 東京都中央区日本橋本石町9-9-99 八重洲ヒルズマンション5-2020 氏名 連合会 京子	申込書番号 1234567
お名様コード 申込書番号(受取申込に付記あります)	申込書番号 1234567
印	印
金額 9,203	金額 9,203
全国社会保険労務士会連合会(試)	
支取印 取扱印	取扱印
申込書番号 1234567 (CVS店舗控)	
2020.mm.dd	
お客様控	

コンビニのレジで回収されます。

領収証について

領収証が必要な方は、郵便局・ゆうちょ銀行から納付してください。

コンビニから納付した場合、払込受領証は試験センターへ提出していただくため、お手元に払込の控えは残りません。また、提出後は、返却いたしません。なお、コンビニから納付し、払込の控えが必要な方は、納付後、提出前にあらかじめご自身でコピーをお取りください。

V. 受験手数料の納付ができるコンビニ



VI. 郵便局・ゆうちょ銀行を利用した場合の納付方法

- 1 受験手数料払込用紙の所定欄に必要事項を記入して、郵便局・ゆうちょ銀行の振替払込受付窓口（有人窓口）へお渡しください。
- 2 「振替払込請求書兼受領証」と「振替払込受付証明書(お客さま用)」の2票が払込人に渡されます。
- 3 日附印欄に郵便局・ゆうちょ銀行店舗の日附印が押印されていることを確認してください。
- 4 「振替払込請求書兼受領証」を領収証とします。大切に保管してください。
- 5 「振替払込受付証明書(お客さま用)」の原本を受験申込書と一緒に提出してください。

注 必ず郵便局・ゆうちょ銀行の振替払込受付窓口（有人窓口）から納付してください。ATMから納付すると提出書類である「振替払込受付証明書(お客さま用)」が発行されません。

【郵便局・ゆうちょ銀行の例】

払込取扱票		通常払込料金 加入者負担										
02 東京	口座番号	支店番号	金額	千	百	十	万	千	百	十	円	
0013000180124			9203									
全国社会保険労務士会連合会(試)		料金	備考									
(郵便番号 103-8347) 請求詳細 受験手数料 ¥9,000 払込手数料 ¥203												
住所 東京都中央区日本橋本石町9-9-99 バークヒルズマンション5-2020												
氏名 連合会 太郎												
CVS取扱用 モバイルレジは使用厳禁												
申込書番号 7654321 (CVS本部控)												
(91) 547825-10330000000007654321 120531-0-009120-7												
※社会保険労務士試験の受験申込受付期限は、5月31日です。												
代行会社 ヤマトシステム開発株式会社 支店名 年 月 日												
裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)(承認番号 東第32577号) これより下部には何も記入しないでください。												
この受領印は、大切に保管してください。												
振替払込受付窓口で回収されます。												

払込人の控えです。本票を領収証とします。

この用紙は使用しません。

●試験センター提出用

振替払込受付証明書(お客さま用) (ご依頼人:郵便局・ゆうちょ銀行ご依頼人)											
口座記号番号	001300180124	申込書番号	7654321	支店番号	180124	金額	9203	年	月	日	年
全国社会保険労務士会連合会(試)											
支店番号	180124	申込書番号	7654321	支店番号	180124	金額	9203	年	月	日	年
*(郵便番号 103-8347) 連合会 太郎 様 申込書番号 7654321 (CVS本部控)											
支店番号	180124	申込書番号	7654321	支店番号	180124	金額	9203	年	月	日	年
連合会 太郎 様 申込書番号 7654321 (CVS本部控)											
支店番号	180124	申込書番号	7654321	支店番号	180124	金額	9203	年	月	日	年
モバイルレジは使用厳禁											
申込書番号 7654321 (CVS本部控)											
この受領印は、大切に保管してください。											

払込受領証
(コンビニエンスストア払込)

ご依頼人 (郵便番号)	住所	氏名
申込書番号 7654321	支店番号	申込書番号 7654321
用印管理番号(受取申込時に印押あります)	金額	9,203 円
受取人 全国社会保険労務士会連合会(試)	取扱代行会社	ヤマトシステム開発株式会社
受取印	金額訂正された払込受領証とアドレスが異なる場合はお取扱できません。 (コンビニエンスストア払込用印) 交換用印	
お客様控		

ATMの使用は厳禁です。

ATMから納付すると提出書類である「振替払込受付証明書(お客さま用)」が発行されないため入金状況の確認が取れない場合があります。

また、払込手数料に過払いが生じた場合は、払込人はこれを放棄したものとみなし、返金いたしません。

《受験申込書に貼付する顔写真について》

以下の規格を満たした顔写真を、受験申込書の顔写真貼付欄に貼付してください。

なお、顔写真と本人が著しく異なる場合は、試験時間中であっても写真付きの身分を証明する書類（運転免許証、パスポート、社員証、学生証等）の提示を求める等、本人確認を行う場合があります。必ず申込前3か月以内に撮影したものをご用意ください。

- (1) 申込前3か月以内に撮影したもの
- (2) デジタルカメラ等で撮影した写真の場合は、写真専用紙を使用したもの
- (3) 縦4.5cm、横3.5cmでふちのないもの（パスポート申請用サイズ）
- (4) カラー写真のもの
- (5) 背景は無地、人物は無帽、正面向き、肩から上が写ったもの
- (6) 受験時に眼鏡を着用する場合は、眼鏡を着用して撮影したもの
- (7) 明るさやコントラストが適切であり、鮮明であること
- (8) 平常の顔貌と著しく異なるもの（スナップ写真等は不可）

※ 上記の規格にひとつでも合わないもの、不鮮明なもの、顔の部分が小さいもの等は再提出していただきます。

※ 写真の裏面には氏名及び生年月日を記入し、全面を薄くのりづけして貼付してください。



《申込書番号について》

受験申込書及び受験手数料払込用紙には、数値7桁の「申込書番号」が印刷してあります。この番号は受験手数料の納付状況を確認するために使用しますので、受験申込書と受験手数料払込用紙の申込書番号が一致しているかを必ず確認してください。

●受験手数料払込用紙 見本（右側）

振替払込受付證明書(お客様用) (ご依頼人⇒郵便局・ゆうちょ銀行⇒ご依頼人)	
申込書番号 0013000 180124	
全国社会保険労務士会連合会(試)	
支払金額 1千百十万里千百四十円 9,203	
支払人 郵便番号 住所 氏名	
申込書番号 1234567	
請求詳細 受験手数料 ¥3,000 払込手数料 ¥203 (承認番号 賈託 第 1841 号)	
印	日附

●受験申込書 見本

2020 第52回 社会保険労務士試験受験申込書(OCRシート)
希望試験地
希望試験会場コード
氏名 (カナ) <input type="text"/>
氏名 (漢字) <input type="text"/>
郵便番号 (ケタ) <input type="text"/>
住所 <input type="text"/>
生年月日 ○○○○年○○月○○日
年齢 <input type="text"/> 歳性 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
受験資格コード <input type="checkbox"/> 特別措置 <input type="checkbox"/>
既に免除決定を受けている者の記入欄 既に受けた試験決定通知番号を記入すること。 既に免除決定を受けた試験科目 免許決定通知番号 受験資格法及び 労働基準法 受験者災害 補償保険法 雇用保険法 受験資格の資格料の 還収率に対する法律 健康保険法 厚生年金保険法 国民年金法 当該資格その他の資格区分 区分割合による者番号
新たに免除申請を行おうとする者の記入欄 今回提出する「受験費」又は「成績(結果)通知書」に記載されている試験の回次、受験番号を記入して下さい。 回次 第 <input type="text"/> 回 受験番号 <input type="text"/> 免除申請事由 <input type="text"/>
受験資格の注意事項 受験資格证明書類の記載内容に誤りと判明することが判明した場合、試験合格後ににおいても合格取消等の措置がなされる場合があります。受験申込者は記載内容を確認のうえ、提出してください。
申込書記入人の注意事項 1 この記載欄下の記入例を参考にして内に横幅で大きく、ぼつりと記入してください。 2 この横幅は試験会場まで同一の内に注意してください。また、これまでに申込書は受理できません。 3 写真は受験票内の规格を満たしたものをお出しし、のりづける際は、のりがはみ出ないようにしてください。
申込書類に不備があると受理できません。申込みにあたり、再度、受験案内を読み取るうえ、特に提出書類、受験資格、提出期限等を必ず確認してください。また、受験案内に記載の注意事項等を遵守してください。
以下に記入しないで下さい。 申込書番号 1234567 OCRシート <input type="checkbox"/> 受験資格書類 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 振替納付書 <input type="checkbox"/> 申込書番号 なし <input type="checkbox"/> 不備 <input type="checkbox"/> 審査済 <input type="checkbox"/> 年 2020 試験実施回数 52 記入例 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 <input type="checkbox"/> 0 <input type="checkbox"/> ツ <input type="checkbox"/> シ <input checked="" type="checkbox"/>

(例) 申込書番号 1234567 (同一番号)

《 受験申込に関する注意事項等について 》

I. 受験資格の事前確認について

試験センターでは受験資格の事前確認（受験資格の仮審査）を受け付けております。事前確認の方法につきましては、試験センターホームページをご覧ください。

II. 届出事項の変更について

受験申込書提出後に、届出事項に変更が生じた場合は、以下の変更する項目に応じて試験センターへ期日までに届出を行ってください。

なお、各様式は試験センターホームページから取得できます。

1 住所・電話番号の変更について（様式A）

住所・電話番号のみを変更される場合は、FAX又は郵送により様式Aを提出してください（試験日以降は10月9日（金）まで受け付けます）。また、郵便局の転送手続きも行ってください。

なお、住所・電話番号の変更にあたり、試験地を変更せず氏名の変更を伴うものは様式Bを、試験地の変更を伴うものは様式Cで届出を行ってください。

2 氏名等の変更について（様式B）

氏名等の変更があった場合は、簡易書留郵便により様式B及び個人事項証明書（戸籍抄本）の原本を提出してください（試験日以降は10月9日（金）まで受け付けます）。

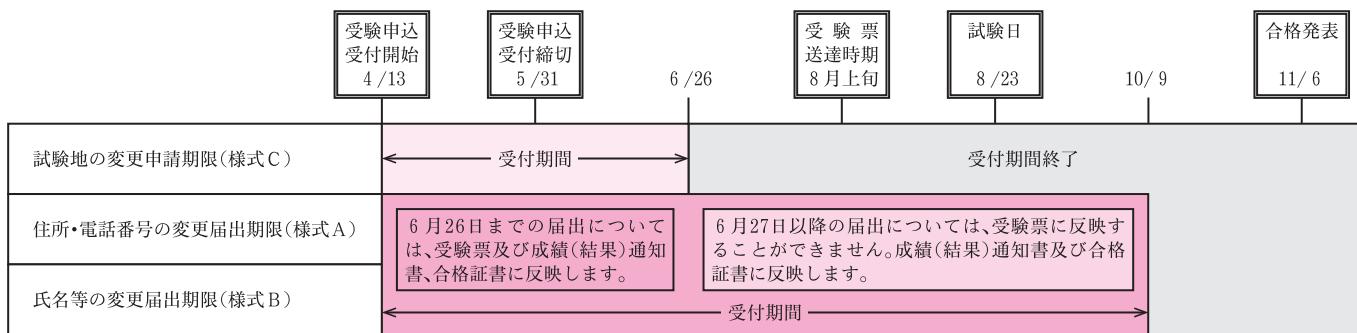
なお、氏名等の変更にあたり、試験地の変更を伴うものは様式Cで届出を行ってください。

3 試験地の変更について（様式C）

住所の変更等やむを得ない理由により試験地を変更しようとする場合は、6月26日（金）17：30までに、あらかじめ試験センターへお問い合わせのうえ、簡易書留郵便により様式C及び必要書類の全てを提出してください。

6月26日（金）17：30以降の変更は一切受け付けません。

●変更届等に関するスケジュール表



注1 「氏名」の変更について、6月27日以降に届出を行った場合は、受験票に反映することができません。試験当日は受験票に記載の氏名（変更届出前の氏名）で受験していただきます。なお、成績（結果）通知書及び合格証書には変更内容を反映します。

注2 受付期間終了後の届出は必要ありません。

III. 個人情報の取扱いについて

1 試験センターは、申込みの際に取得した受験申込者の個人情報を、社会保険労務士試験実施事務、統計事務、社会保険労務士登録申請の受付事務、試験科目の免除申請及び特別措置申請を受けた場合の厚生労働省への確認事務以外に利用することはありません。

2 合格者の個人情報については、社会保険労務士の登録申請にあたり、その申請に必要な書類を送付するために使用し、さらに、受験申込書に記入された住所地の都道府県社会保険労務士会に提供する場合があります。

《 受験資格 》

受験資格一覧表に掲げる受験資格のいずれかに該当する方は受験できます。

なお、過去に社会保険労務士試験を受けたことがある方は、受験資格一覧表「過去受験」の区分を参照してください。

●受験資格一覧表

区分	受験資格コード	受験資格	提出書類（受験資格証明書）
学歴	0 1	学校教育法による大学、短期大学、専門職大学、専門職短期大学若しくは高等専門学校（5年制）を卒業した者又は専門職大学の前期課程を修了した者	次のいずれかとします。 (1)卒業証明書若しくは修了証明書又はその写し (2)卒業証書の写し (3)学位記の写し
	0 2	上記の大学（短期大学を除く）において62単位以上の卒業要件単位を修得した者	大学の成績証明書又はその写し
	0 3	旧高等学校令による高等学校高等科、旧大学令による大学予科又は旧専門学校令による専門学校を卒業し、又は修了した者	次のいずれかとします。 (1)卒業証明書若しくは修了証明書又はその写し (2)卒業証書の写し
	0 4	前記01又は03に掲げる学校等以外で、厚生労働大臣が認めた学校等を卒業し又は所定の課程を修了した者（12・13頁参照）	次のいずれかとします。 (1)「専門士」若しくは「高度専門士」の称号が付与されていることを証明する書面又はその写し (2)【試験センター様式】専修学校修了者受験資格証明書又はその写し
	0 5	修業年限が2年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時間数が、1,700時間（62単位）以上の専修学校の専門課程を修了した者	次のいずれかとします。 (1)「専門士」若しくは「高度専門士」の称号が付与されていることを証明する書面又はその写し (2)【試験センター様式】専修学校修了者受験資格証明書又はその写し
	1 4	全国社会保険労務士会連合会において、個別の受験資格審査により、学校教育法に定める短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者（各種学校、外国の大学等の卒業者等）	次の(1)～(3)の全てが必要です。 (1)卒業（修了）証明書又はその写し (2)成績（単位修得）証明書又はその写し (3)カリキュラム等又はその写し（修業年限、授業時間数、授業科目数、必要単位数等が記載されているもの）
実務経験	0 8	労働社会保険諸法令（19頁参照）の規定に基づいて設立された法人の役員（非常勤の者を除く）又は従業者として同法令の実施事務に従事した期間が通算して3年以上になる者	
	0 9	国又は地方公共団体の公務員として行政事務に従事した期間及び行政執行法人（旧特定独立行政法人）、特定地方独立行政法人又は日本郵政公社の役員又は職員として行政事務に相当する事務に従事した期間が通算して3年以上になる者	
	1 1	全国健康保険協会、日本年金機構の役員（非常勤の者を除く）又は従業者として社会保険諸法令の実施事務に従事した期間が通算して3年以上になる者（社会保険庁の職員として行政事務に従事した期間を含む）	【試験センター様式】実務経験証明書の原本（写し不可）
	1 2	社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人又は弁護士若しくは弁護士法人の業務の補助の事務に従事した期間が通算して3年以上になる者	
	1 3	労働組合の役員として労働組合の業務に専ら従事（専従）した期間が通算して3年以上になる者	

区分	受験資格コード	受験資格	提出書類（受験資格証明書）
試験合格	06	社会保険労務士試験以外の国家試験のうち厚生労働大臣が認めた国家試験に合格した者（13頁参照）	原則として、次のいずれかとします。 (1)合格証明書又はその写し (2)合格証書の写し
	07	司法試験予備試験、旧法の規程による司法試験の第一次試験、旧司法試験の第一次試験又は高等試験予備試験に合格した者	
	10	行政書士試験に合格した者	次のいずれかとします。 (1)合格証明書又はその写し (2)合格証書若しくは証票又は会員証の写し
過去受験	15	第49回～第51回のいずれかの社会保険労務士試験の受験票又は成績（結果）通知書を所持している者	第49回～51回までの受験票又は成績（結果）通知書の原本（写し不可）
	16	社会保険労務士試験 試験科目の一部免除決定通知書を所持している者	社会保険労務士試験 試験科目の一部免除決定通知書の写し

●受験資格及び受験資格証明書の留意点

共 通

- 受験資格証明書の氏名と現在の氏名が異なる場合は、改姓したこと等を証明する個人事項証明書（戸籍抄本）を添付してください。個人事項証明書で確認できないときは、改製原戸籍等の書類が必要となります。また、外国籍の方で、受験資格証明書に通称名の記載がある場合は、通称名の記載があり、マイナンバーの記載のない住民票の写しを添付してください（個人事項証明書、改製原戸籍及び住民票の写し等の氏名に関する証明書は申込み前3か月以内に発行された原本に限ります。）。
- 【試験センター様式】は試験センターホームページからダウンロードできますので、ご利用ください。
- 受験資格証明書の証明印について、不鮮明なものや、欠けているものは受け付けられません。
- 受験資格証明書で写しの提出が認められているものは、A4サイズで提出してください（縮小コピー可）。なお、1枚の証明書を分割してコピーし製作したものは認められません。
- 提出された書類は返却いたしません。

学歴

- 専攻の学部・学科・コース等は問いません。
- 学校教育法による高等学校の卒業は該当しません。「実務経験」又は「試験合格」の区分の内から該当するものを用意してください。
- 卒業（修了）証明書等については、厳封されている場合でも、受験申込者が開封・確認し、証明書のみを提出してください。
- 外国語の証明書の場合は、全文を完全に和訳した文書を貼付してください。

実務経験

- 受験資格コード「08」、「09」、「11」、「12」、「13」をまたがっての従事期間の通算はできません。
- 週の労働時間が一定の基準に満たない短時間労働者の場合は受験資格に該当しません。
- 休職、休業期間は実務経験の期間から減算します。
- 実務経験証明書の作成にあたっては、実務経験証明書裏面及び試験センターホームページの記載例を参照してください。
- 自衛官の方は、実務経験証明書の項目の他、所属部署ごとに階級を記載してください。
- 労働組合の専従役員の方は、実務経験証明書の項目の他、専従役員であることと役職名を記載してください。
- 法人等の労務担当役員の方は、実務経験証明書の項目の他、労務担当役員であることと役職名を記載してください。

試験合格

- 提出書類（受験資格証明書）が不明な場合は、事前に試験センターに確認してください。
- 合格証明書の発行については、各試験の実施団体にお問い合わせください。

過去受験

- 受験資格を証明する書類として「受験票」又は「成績（結果）通知書」を提出する方は、今回提出する「受験票」又は「成績（結果）通知書」に記載されている試験の回次、受験番号を受験申込書に記入してください。
- 過去の受験票及び成績（結果）通知書を再発行することはできません。紛失されている場合は、「学歴」、「実務経験」、「試験合格」の区分の内から該当するものを用意してください。

○厚生労働大臣が認めた学校等

(受験資格コード04関係)

- (1) 保健師学校、同養成所
(2) 助産師学校、同養成所
(3) 看護師学校、同養成所（旧甲種看護婦養成所を含むものとし、学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校の卒業（以下「新高卒」という。）を入学資格とする修業年限3年以上のもの。）
看護師学校、同養成所の進学課程（免許を得た後3年以上業務に従事している准看護師又は「新高卒」の准看護師を入学資格とする修業年限2年以上のもの。）
旧看護婦養成所（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の卒業を入学資格とする修業年限2年以上のもの。）
※ 准看護師学校、同養成所は該当しないことに注意。
(備考) 上記の「保健師学校、同養成所」、「助産師学校、同養成所」、「看護師学校、同養成所」、及び「准看護師学校、同養成所」は、それぞれ平成13年法律第153号による改正前の保健婦助産婦看護婦法による「保健婦学校、同養成所」、「助産婦学校、同養成所」、「看護婦学校、同養成所」及び「准看護婦学校、同養成所」を含む。
- (4) 保育士（名称変更前の保母を含む。）を養成する学校
その他の施設
(5) 栄養士の養成施設
(6) 美容師養成施設（「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの）
(7) 理容師養成施設（「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの）
(8) 理学療法士学校、同養成施設
(9) 作業療法士学校、同養成施設
(10) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に係る学校、同養成施設（「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの又は学校教育法による中学校の卒業を入学資格とする修業年限5年以上のもの。）
(11) 柔道整復師学校、同養成施設（「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの。）
(12) 言語聴覚士学校、同養成所
(13) 診療放射線技師学校、同養成所
(14) 旧診療エックス線技師学校、同養成所
(15) 臨床工学校、同養成所
(16) 臨床検査技師学校、同養成所
(17) 旧衛生検査技師学校、同養成所
(18) 視能訓練士学校、同養成所
(19) 義肢装具士学校、同養成所
(20) 歯科技工士学校、同養成所
(21) 歯科衛生士学校、同養成所
(22) 救急救命士学校、同養成所
(23) 社会福祉主事の養成機関（「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの。）
(24) 職業能力開発総合大学校の特定専門課程（旧専門課程を含む。）及び長期課程（旧職業能力開発大学校の長期課程、旧職業訓練大学校の長期課程、長期指導員訓練課程及び長期訓練課程並びに旧中央職業訓練所の長期訓練課程を含む。）
(25) 職業能力開発短期大学校及び職業能力開発大学校の専門課程（旧職業訓練短期大学校の専門課程、専門訓練課程及び特別高等訓練課程（「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの。）を含む。）
(26) 大学の別科（修業年限2年以上のもの。）
(27) 高等学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のもの。）又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のもの。）
(備考) 上記の「特別支援学校」は、平成18年法律第80号による改正前の学校教育法による「盲学校」、「ろう学校」及び「養護学校」を含む。
(28) 修業年限が2年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時間数1,700時間（62単位）以上の専修学校の専門

- 課程（本規定での証明書は受験資格コード05の書面となります。卒業証書・卒業証明書・修了証明書では受け付け（受験）できない場合があります。）
(29) 外国における大学等の卒業者（通算修業年数が14年以上となるもの。）
(30) 旧朝鮮教育令、旧台湾教育令、旧閏東州令、在満帝国臣民教育令又は大正10年勅令第328号（旧外地教育令）による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校、師範学校又は中等教員養成所
(31) 旧図書館職員養成所
(32) 養護教諭養成機関
(33) 幼稚園教諭養成機関
(34) 小学校教員養成機関
(35) 中学校教員養成機関
(36) 盲学校教員養成機関
(37) 旧国立工業教員養成所
(38) 旧国立養護教諭養成所
(39) 旧東京美術学校師範科又は本科
(40) 旧東京音楽学校の本科又は甲種師範科
(41) 旧高等師範学校又は女子高等師範学校
(42) 旧東京農業教育専門学校
(43) 旧師範学校又は青年師範学校
(44) 旧高等女学校の高等科又は専攻科
(45) 旧東京盲学校師範部甲種
(46) 旧東京ろう学校師範部の普通科甲又は芸術科
(47) 旧臨時教員養成所
(48) 旧青年学校教員養成所
(49) 旧実業補習学校教員養成所
(50) 旧実業学校教員養成所
(51) 都道府県農業講習所（「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの。）
(52) 都道府県林業講習所（「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの。）
(53) 都道府県蚕業講習所（「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの。）
(54) 農林水産省（省名変更前の農林省を含む。）の果樹試験場又は野菜・茶業試験場の農業技術研修課程（旧農業技術研究所若しくは旧農業試験場、旧園芸試験場、旧野菜試験場又は旧茶業試験場の農業技術研修課程を含むものとし、「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの。）
(55) 鯉淵学園本科
(56) 旧高等農事講習所本科
(57) 水産大学校
(58) 旧水産講習所遠洋漁業科、専攻科又は本科
(59) 旧函館水産専門学校の遠洋漁業科又は専攻科
(60) 旧鉄道教習所専門部（専門部と同等とみなされる部及び科を含む。）
(61) 旧日本国有鉄道中央鉄道学園の大学課程（「新高卒」を入学資格とする修業年限3年以上のもの。）
(62) 海上保安大学校本科
(63) 海上保安学校灯台科又は本科（「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの。）
(64) 海技大学校本科
(65) 旧高等商船学校本科又は専科
(66) 旧商船学校（席上課程及び実習課程を含む。）
(67) 旧商船高等学校（席上課程及び実習課程を含む。）
(68) 航空大学校
(69) 航空保安大学校本科
(70) 旧航空保安職員研修所本科
(71) 気象大学校大学部（旧気象庁研修所高等部を含む。）
(72) 旧中央気象台技術官養成所本科
(73) 旧高等通信講習所本科又は旧無線電信講習所
(74) 旧電信協会管理無線電信講習所本科
(75) 旧無線電信講習所の高等科第3部、普通科第1部又は本科
(76) 旧通信官吏練習所（旧通信院官吏練習所を含む。）の技術科、行政科又は無線通信科

- (77) 旧日本電信電話公社中央電気通信学園高等部（「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの。）
- (78) 旧建設省地理調査所技術員養成所普通科
- (79) 防衛大学校
- (80) 旧陸軍士官学校（旧陸軍航空士官学校を含む。）
- (81) 旧陸軍経理学校
- (82) 旧陸軍造兵廠、旧陸軍航空廠、旧陸軍航空工廠、又は
旧陸軍燃料廠の技能者養成所技術員科
- (83) 旧海軍兵学校
- (84) 旧海軍機関学校
- (85) 旧海軍経理学校
- (86) 旧海軍工作所工員養成所（教習所を含む。）の補習科、
専習科又は高等科
- (87) 旧海軍技手養成所
- (88) 旧満州開拓義勇隊国立開拓指導員訓練所

○厚生労働大臣が認めた国家試験

（受験資格コード06関係）

- (1) 国家公務員採用総合職試験並びに一般職大卒程度試験、
一般職高卒者試験（事務に限る。）及び一般職社会人試
験（事務に限る。）（旧国家公務員採用Ⅰ種、Ⅱ種及びⅢ
種（行政事務及び税務に限る。）試験並びに旧国家公務
員採用上級（甲種・乙種）、中級及び初級（行政事務及
び税務に限る。）試験を含む。）
- (2) 旧青少年矯正職員採用上級（甲種・乙種）試験
- (3) 旧保護観察職員採用上級（甲種・乙種）試験
- (4) 旧国立学校図書専門採用上級（甲種・乙種）及び中級試
験
- (5) 旧外務公務員採用Ⅰ種及び上級試験
- (6) 労働基準監督官採用試験
- (7) 航空管制官採用試験
- (8) 外務省専門職員採用試験
- (9) 国税専門官採用試験
- (10) 国会議員政策担当秘書試験
- (11) 衆議院事務局職員採用Ⅰ種、Ⅱ種及びⅢ種試験
- (12) 衆議院法制局職員採用Ⅰ種試験
- (13) 参議院事務局職員採用Ⅰ種、Ⅱ種及びⅢ種試験
- (14) 参議院法制局職員採用Ⅰ種試験
- (15) 防衛省職員採用Ⅰ種、Ⅱ種及びⅢ種（一般事務に限る。）
試験
- (16) 自衛官採用試験（2等陸・海・空士）
- (17) 一般曹候補生採用試験（旧一般曹候補学生採用試験、
旧曹候補士採用試験を含む。）
- (18) 自衛隊幹部候補生採用試験
- (19) 入国警備官採用試験
- (20) 皇宮護衛官採用試験
- (21) 裁判所事務官採用Ⅰ種、Ⅱ種及びⅢ種試験
- (22) 家庭裁判所調査官補採用Ⅰ種試験
- (23) 刑務官採用試験
- (24) 法務省専門職員（人間科学）採用試験（旧法務教官採
用試験を含む。）
- (25) 財務専門官採用試験
- (26) 食品衛生監視員採用試験
- (27) 税務職員採用試験
- (28) 経験者採用試験（基礎能力試験及び人物試験に加えて、
筆記試験（経験論文試験を含む。）が課された者に限る。）
- (29) 国立国会図書館職員採用Ⅰ種、Ⅱ種及びⅢ種試験
- (30) 旧司法試験第2次試験
- (31) 公認会計士試験（旧公認会計士試験第1次、第2次試験
を含む。）
- (32) 不動産鑑定士試験（旧不動産鑑定士試験第1次、第2
次試験を含む。）
- (33) 弁理士試験
- (34) 税理士試験
- (35) 旧栄養士試験
- (36) 旧薬剤師規則による薬剤師試験
- (37) 旧獣医試験規則による獣医試験
- (38) 旧電気事業主任技術者資格検定規則による第1種・第

2種資格検定試験

- (39) 旧外務書記生試験規則又は旧外務省留学生規則による試験
- (40) 旧専門学校卒業程度検定規程による検定試験
- (41) 旧高等学校高等科学力検定規程による検定試験
- (42) 技術士試験第2次試験（旧技術士予備試験を含む。）
- (43) 1級総合無線通信士試験（旧1級無線通信士試験を含む。）
- (44) 1級陸上無線技術士試験（旧1級無線技術士試験を含む。）
- (45) 1級建築士試験
- (46) 第1種・第2種電気主任技術者試験
- (47) 司法書士試験
- (48) 土地家屋調査士試験
- (49) 学芸員資格認定試験
- (50) 中小企業診断士試験（旧中小企業診断士試験を含む。）
- (51) 情報処理技術者試験（ITストラテジスト試験、シス
テムアーキテクト試験、プロジェクトマネージャ試験、
ITサービスマネージャ試験、システム監査技術者試
験、システムアナリスト試験、アプリケーションエンジ
ニア試験、テクニカルエンジニア（ネットワーク・デ
ータベース・システム管理・エンベデッドシステム・情
報セキュリティ）試験、上級システムアドミニストレータ
試験、システム運用管理エンジニア試験、プロダクショ
ンエンジニア試験、ネットワークスペシャリスト試験、
データベーススペシャリスト試験、マイコン応用シス
テムエンジニア試験、情報処理システム監査技術者試験、
特種情報処理技術者試験、オンライン情報処理技術者試
験に限る。）
- (52) ガス主任技術者試験
- (53) 高圧ガス製造保安責任者試験（甲種・第一種冷凍機械
に限る。）
- (54) 原子炉主任技術者試験
- (55) 核燃料取扱主任者試験
- (56) 労働安全コンサルタント試験
- (57) 労働衛生コンサルタント試験
- (58) 特級ボイラー技士試験
- (59) 土地改良換地士資格試験
- (60) 凈化槽設備士試験
- (61) 気象予報士試験
- (62) 通訳案内士試験（旧通訳案内業試験を含む。）
- (63) 建築設備士試験
- (64) 海事代理士試験
- (65) 各級海技士国家試験（航海・機関・通信・電子通信）
- (66) 各級内燃機関海技士国家試験
- (67) 3級船橋当直海技士国家試験
- (68) 3級機関当直海技士国家試験
- (69) 各級水先人試験
- (70) 金融窓口サービス技能検定1級・2級試験（テラー業
務、金融商品コンサルティング業務）
- (71) キャリア・コンサルティング技能検定1級・2級試験
- (72) 知的財産管理技能検定1級試験
- (73) 土地区画整理士技術検定試験
- (74) 1級建設機械施工技士検定試験
- (75) 1級・2級建築施工管理技士検定試験
- (76) 1級・2級電気工事施工管理技士検定試験
- (77) 1級・2級土木施工管理技士検定試験
- (78) 1級・2級管工事施工管理技士検定試験
- (79) 1級・2級造園施工管理技士試験

上記(1)～(79)の国家試験については、試験名称等が変更
されている場合があります。受験資格に該当するか不明な場合は、あらかじめ試験センターにお問い合わせください。

《 試験地・試験会場一覧 》

●試験地・試験会場についての注意事項

- 1 試験会場の割り当ては申込みの受付順になります。なお、各会場の収容人数に制限がありますので、定員に達した場合にはご希望に添えないことがあります。この場合は、試験センターが指定する試験会場になりますのであらかじめご了承ください。また、試験会場は、都合により変更する場合があります（この一覧に記載のある会場であっても希望者数が少ない場合等は使用しないこともあります。また、天災事変や会場側の都合等により使用できなくなる場合があります。）。
- 2 受付開始日当日に速やかに受験申込みの手続きをされた場合であっても、首都圏等特定の会場に希望が集中し、ご希望に添えないことがあります。また、「試験地」がご希望の試験地と異なり、他の都道府県になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 3 受験に際し、試験科目の免除や特別な措置を希望される方は、試験センターが指定する試験会場となります。
- 4 受験申込者数及び会場収容人数の変動によっては、この一覧に記載のない試験センターが指定する会場となる場合もあります。
- 5 実際に試験を受ける会場は、8月上旬に郵送する受験票に記載してお知らせいたします。試験会場に関する事前の照会には応じられません。
- 6 試験会場への直接のお問い合わせは絶対に行わないでください。
- 7 試験会場への来場は、公共交通機関を利用してください（バス等の所要時間は、あくまでも目安ですので、試験日は余裕をもってご来場ください。）。
- 8 車（タクシーを含む）、バイクや自転車での来場・送迎は禁止します。
- 9 試験地の変更（受験申込書提出後、住所の変更等やむを得ない理由による試験地の変更）については、9頁の『受験申込に関する注意事項等について』をご参照ください。
- 10 試験会場の開場時刻は9：30ですが、東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴い、公共交通機関の乱れが予想されますので、時間に余裕をもってご来場ください。

試験地	試験会場コード	試験会場名	所在地	交通機関（令和2年3月現在）
北海道	0 1	札幌コンベンションセンター	札幌市白石区東札幌6条1丁目1-1	○札幌市営地下鉄東西線「東札幌駅」下車、1番出口から徒歩約8分 ○JR「札幌駅」からJRバス約20分「札幌コンベンションセンター」下車徒歩約1分
宮城県	0 2	東北学院大学 土樋キャンパス	仙台市青葉区土樋1丁目3-1	○市営地下鉄南北線「五橋駅」下車、南1番出口から徒歩約10分 ○市営地下鉄南北線「愛宕橋駅」下車、西1番出口から徒歩約10分 ○仙台市営バス・宮城交通バス「五橋駅」下車徒歩約10分
群馬県	0 3	共愛学園 前橋国際大学	前橋市小屋原町1154-4	○JR両毛線「駒形駅」下車徒歩約10分
	0 4	共愛学園 高等学校	前橋市小屋原町1115-3	○JR両毛線「駒形駅」下車徒歩約10分
埼玉県	0 5	芝浦工業大学 大宮キャンパス	さいたま市見沼区深作307	○JR宇都宮線「東大宮駅」下車、東口から徒歩約20分
千葉県	0 6	千葉商科大学 市川キャンパス	市川市国府台1-3-1	○JR総武線「市川駅」下車徒歩約20分 ○京成線「国府台駅」下車徒歩約10分 ○北総線「矢切駅」下車徒歩約20分
東京都	0 7	日本大学 経済学部	千代田区神田三崎町1-3-2	○JR中央線・総武線「水道橋駅」下車徒歩約5分 ○都営地下鉄三田線「水道橋駅」下車徒歩約6分 ○東京メトロ半蔵門線・都営地下鉄三田線・新宿線「神保町駅」下車徒歩約6分
	0 8	日本大学 文理学部	世田谷区桜上水3-25-40	○京王線「下高井戸駅」下車徒歩約8分 ○京王線「桜上水駅」下車徒歩約8分
	0 9	明治大学 和泉キャンパス	杉並区永福1-9-1	○京王線、井の頭線「明大前駅」下車徒歩約5分
	1 0	日本大学豊山中学校・高等学校	文京区大塚5-40-10	○東京メトロ有楽町線「護国寺駅」下車徒歩約2分
神奈川県	1 1	青山学院大学 相模原キャンパス	相模原市中央区淵野辺5-10-1	○JR横浜線「淵野辺駅」下車徒歩約7分

試験地	試験会場コード	試験会場名	所在地	交通機関（令和2年3月現在）
石川県	1 2	金沢工業大学	野々市市扇が丘 7-1	○JR北陸本線「金沢駅」東口バスターミナル8番乗場から臨時運行バスにて約30分。着席時刻の前、試験終了時刻に合わせて臨時運行します。詳しくは北陸鉄道ホームページをご覧ください（8月中旬に登載予定）。 ○北陸鉄道石川線「野々市工大前駅」下車徒歩約10分
静岡県	1 3	日本大学 三島駅北口校舎	三島市文教町 1-9-18	○JR東海道新幹線・JR東海道本線「三島駅」下車徒歩約1分
愛知県	1 4	名城大学 天白キャンパス	名古屋市天白区塩釜口1-501	○名古屋市営地下鉄鶴舞線「塩釜口駅」下車、1番出口から徒歩約10分
京都府	1 5	同志社大学 今出川キャンパス	京都市上京区今出川通烏丸東入	○市営地下鉄烏丸線「今出川駅」下車徒歩約1分 ○京阪電車「出町柳駅」下車徒歩約15分 ○市バス「烏丸今出川」下車徒歩約1分
	1 6	同志社大学 新町キャンパス	京都市上京区新町通今出川上ル近衛殿表町159-1	○市営地下鉄烏丸線「今出川駅」下車徒歩約10分 ○京阪電車「出町柳駅」下車徒歩約25分 ○市バス「上京区総合庁舎前」下車徒歩約3分
大阪府	1 7	関西大学 千里山キャンパス	吹田市山手町 3-3-35	○阪急電鉄千里線「関大前駅」下車徒歩約5分
兵庫県	1 8	甲南大学 岡本キャンパス	神戸市東灘区岡本 8-9-1	○JR神戸線「摂津本山駅」下車徒歩約15分 ○阪急神戸線「岡本駅」下車徒歩約10分
岡山県	1 9	岡山大学 津島キャンパス	岡山市北区津島中 3-1-1	○JR津山線「法界院駅」下車徒歩約15分 ○JR「岡山駅」西口バスターミナル（22番乗場）から岡電バス「岡山大学岡山理科大学行」で「岡大西門」下車。当日は臨時バスを運行します。
広島県	2 0	広島サンプラザ	広島市西区商工センター 3-1-1	○JR山陽本線「新井口駅」下車徒歩約5分 ○広島電鉄宮島線「商工センター入口駅」下車徒歩約5分 ○広島バス「アルパーク」下車徒歩約3分
香川県	2 1	英明高等学校 亀岡学舎	高松市亀岡町 1-10	○JR高徳線「栗林公園北口駅」下車徒歩約5分 ○ことでん「瓦町駅」又は「栗林公園駅」下車徒歩約20分 ○ことでんバス「八本松」下車徒歩約1分
福岡県	2 2	九州産業大学	福岡市東区松香台 2-3-1	○JR鹿児島本線「九産大前駅」下車徒歩約10分 ○西鉄バス「九州産業大学南口」下車徒歩約2分
	2 3	九州国際大学	北九州市八幡東区 平野1-6-1	○JR鹿児島本線「八幡駅」下車徒歩約10分
熊本県	2 4	熊本学園大学	熊本市中央区大江 2-5-1	○熊本都市バス「学園大前」下車又は熊本都市バス・産交バス「大江渡鹿」下車徒歩約5分 ○JR豊肥本線「水前寺駅」下車、北口から徒歩約10分 ○熊本市電「味噌天神前」下車徒歩約15分
沖縄県	2 5	沖縄産業支援センター	那覇市字小禄 1831-1	○泉崎のバスターミナル近くの国税庁舎前の旭橋バス停から89番糸満線又は56番浦添線で約10分「金城」下車徒歩約3分 ○モノレール 那覇空港駅から約5分「小禄駅」下車徒歩約15分

《 試験科目の免除申請 》

I. 試験科目の一部免除

社会保険労務士法別表第2の免除資格者（20・21頁参照）に該当する方は、その申請により、当該試験科目の免除が決定された試験科目について試験が免除されます。

II. 申請方法

試験科目の免除申請は受験申込書の記入欄に記入いただくことにより申請いただけます。申請をする方は16～19頁の《試験科目の免除申請》及び20・21頁の《試験科目の一部免除資格者一覧》をご精読のうえ、必ず受験の申込み時に免除申請をしてください。

なお、次の申請種別の違いにより、受験申込書の記入欄と記入内容、提出書類が異なります。

申請種別	受験申込書の記入欄・記入内容	免除資格証明書類
過去に免除決定を受けたことがない	B欄 <ul style="list-style-type: none"> 「新たに免除申請を行う者の記入欄」 新たに免除申請をする試験科目にレ点を記入してください。 「免除申請事由」 20・21頁の《試験科目の一部免除資格者一覧》より該当する事由を記入してください。 	実務経験証明書 又は注1～3参照
過去に免除決定を受けた科目のみ免除申請をする	A欄 <ul style="list-style-type: none"> 「既に免除決定を受けている者の記入欄」 当該試験において、免除を希望する試験科目に免除決定通知書番号を記入してください。 	不要
過去に免除決定を受けた科目的他に追加して免除申請をする	A欄 <ul style="list-style-type: none"> 「既に免除決定を受けている者の記入欄」 当該試験において、免除を希望する試験科目に免除決定通知書番号を記入してください。 B欄 <ul style="list-style-type: none"> 「新たに免除申請を行う者の記入欄」 追加して免除申請をする試験科目にレ点を記入してください。 「免除申請事由」 20・21頁の《試験科目の一部免除資格者一覧》より該当する事由を記入してください。 	実務経験証明書 又は注1～3参照

注1 労働基準監督官採用試験に合格した者に該当する場合は、労働基準監督官採用試験合格通知書等の写し。

注2 司法試験合格者で労働法を選択した者(旧法の規定による司法試験第2次試験に合格した者で労働法を選択した者を含む。)に該当する場合は、合格証明書(試験合格及び労働法を選択したことが確認できる証明書)。

注3 試験科目免除指定講習を修了した者に該当する場合は、「講習修了証の写し」と「実務経験証明書」。

●受験申込書記入例（免除申請部分）

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">既に免除決定を受けている者の記入欄</div> <div style="font-size: small;">※既に受けた免除決定通知書番号を記入すること。</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">既に免除決定を受けた試験科目</td> <td style="width: 85%;">免除決定通知書番号</td> </tr> <tr> <td>労働基準法及び労働安全衛生法</td> <td><input type="text"/> 10119505</td> </tr> <tr> <td>労働者災害補償保険法</td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>雇用保険法</td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>労働保険の保険料の徴収等に関する法律</td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>健康保険法</td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>厚生年金保険法</td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>国民年金法</td> <td><input type="text"/> 20119505</td> </tr> <tr> <td>労務管理その他の労働及び社会保障に関する一般常識</td> <td><input type="text"/></td> </tr> </table>	既に免除決定を受けた試験科目	免除決定通知書番号	労働基準法及び労働安全衛生法	<input type="text"/> 10119505	労働者災害補償保険法	<input type="text"/>	雇用保険法	<input type="text"/>	労働保険の保険料の徴収等に関する法律	<input type="text"/>	健康保険法	<input type="text"/>	厚生年金保険法	<input type="text"/>	国民年金法	<input type="text"/> 20119505	労務管理その他の労働及び社会保障に関する一般常識	<input type="text"/>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">新たに免除申請を行う者の記入欄</div> <div style="font-size: small;">※チェック欄に✓印を記入すること。</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">免除を申請する試験科目</td> <td style="width: 85%;">チェック欄</td> </tr> <tr> <td>労働基準法及び労働安全衛生法</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>労働者災害補償保険法</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>雇用保険法</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>労働保険の保険料の徴収等に関する法律</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>健康保険法</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>厚生年金保険法</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>国民年金法</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>労務管理その他の労働及び社会保障に関する一般常識</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">受験資格を証明する書類として「受験票」又は「成績（結果）通知書」を提出する方の記入欄</div> <div style="font-size: small;">※提出する「受験票」又は「成績（結果）通知書」に記載されている試験の回次、受験番号を記入して下さい。</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">回 次</td> <td style="width: 85%;">第 <input type="text"/> 回</td> </tr> <tr> <td>受験番号</td> <td><input type="text"/></td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">免除申請事由</div> <div style="font-size: small;">免除資格者一覧の「イ」に該当。 公務員として労働諸法令に関する 施行事務15年 8-②に該当</div>	免除を申請する試験科目	チェック欄	労働基準法及び労働安全衛生法	<input checked="" type="checkbox"/>	労働者災害補償保険法	<input checked="" type="checkbox"/>	雇用保険法	<input checked="" type="checkbox"/>	労働保険の保険料の徴収等に関する法律	<input type="checkbox"/>	健康保険法	<input type="checkbox"/>	厚生年金保険法	<input type="checkbox"/>	国民年金法	<input type="checkbox"/>	労務管理その他の労働及び社会保障に関する一般常識	<input checked="" type="checkbox"/>	回 次	第 <input type="text"/> 回	受験番号	<input type="text"/>
既に免除決定を受けた試験科目	免除決定通知書番号																																								
労働基準法及び労働安全衛生法	<input type="text"/> 10119505																																								
労働者災害補償保険法	<input type="text"/>																																								
雇用保険法	<input type="text"/>																																								
労働保険の保険料の徴収等に関する法律	<input type="text"/>																																								
健康保険法	<input type="text"/>																																								
厚生年金保険法	<input type="text"/>																																								
国民年金法	<input type="text"/> 20119505																																								
労務管理その他の労働及び社会保障に関する一般常識	<input type="text"/>																																								
免除を申請する試験科目	チェック欄																																								
労働基準法及び労働安全衛生法	<input checked="" type="checkbox"/>																																								
労働者災害補償保険法	<input checked="" type="checkbox"/>																																								
雇用保険法	<input checked="" type="checkbox"/>																																								
労働保険の保険料の徴収等に関する法律	<input type="checkbox"/>																																								
健康保険法	<input type="checkbox"/>																																								
厚生年金保険法	<input type="checkbox"/>																																								
国民年金法	<input type="checkbox"/>																																								
労務管理その他の労働及び社会保障に関する一般常識	<input checked="" type="checkbox"/>																																								
回 次	第 <input type="text"/> 回																																								
受験番号	<input type="text"/>																																								

III. 申請に関する留意事項

- 1 免除資格を実務経験により証明する場合は、以下の事項について確認してください。
 - (1)実務経験により受験資格と免除資格を申請する場合は、内容が同一であっても「実務経験証明書」をそれぞれ原本で提出してください。なお、実務経験証明書が複数枚に及ぶ場合は、各頁に証明印を押すか、証明書の左側2か所をホチキスで留め、各頁の間全てに証明者の割印を押印してください（両面印刷は不可）。
 - (2)実務経験証明書の所属部署名は、部・課・係名まで記入してください（～事務所△△部□□課○○係）。
 - (3)従事した事務内容は、単に「○○法の施行事務」、「△△保険に関する事務全般」、「労働保険事務一式」と記入せず、「○○保険の適用に関する事務」、「△△年金の裁定請求審査」、「事業所の臨検監督業務」等その内容を具体的に記入してください。
 - (4)従事期間は所属部署ごとに記入してください。
- (5)証明者は任命権者（例えば、公共職業安定所・労働基準監督署勤務の場合は、都道府県労働局長。旧社会保険事務所勤務の場合は、厚生労働省大臣官房人事課長及び地方支分部局の長。日本年金機構勤務の場合は原則、理事長。全国健康保険協会勤務の場合は、理事長。健康保険組合・厚生年金基金・国民年金基金勤務の場合は、理事長。）になります。
- (6)休職、休業期間は実務経験の期間から減算します。
- 2 過去に免除決定を受けた科目について、今回の試験で免除を希望する場合は、16頁のⅡ.に記載のとおり申請が必要です。
- 3 既に免除決定を受けた試験科目が失業保険法である場合には雇用保険法、健康保険法及び日雇労働者健康保険法である場合には健康保険法、国民年金法及び通算年金通則法である場合には国民年金法、労働及び社会保険に関する一般常識である場合には労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識の各該当欄に免除決定通知書番号を記入してください。
- 4 試験科目の一部免除資格者一覧のイに該当する方は、「労働基準法及び労働安全衛生法」、「労働者災害補償保険法」、「雇用保険法」及び「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」のほかに「厚生年金保険法」又は「国民年金法」のいずれかを選択して免除申請をすることができます。
ただし、「厚生年金保険法」又は「国民年金法」のいずれかを選択して免除申請を行い、免除決定を受けた場合は、以後この科目的変更はできません。
- 5 試験科目の一部免除資格者一覧のロ、ニに該当する方は「健康保険法」、「厚生年金保険法」及び「国民年金法」、ホに該当する方は「厚生年金保険法」及び「国民年金法」のほかに「労働者災害補償保険法」、「雇用保険法」、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」の3科目のうち2科目（又は1科目）を選択して免除申請することができます。
ただし、「労働者災害補償保険法」、「雇用保険法」、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」のうち2科目（又は1科目）を選択して免除申請を行い、免除決定を受けた場合は、以後この科目的変更はできません。
- 6 既に免除決定を受けている科目がある方で「免除決定通知書番号」が不明な方は、申込みに先立ち、試験センターへお問い合わせください。
- 7 過去に免除科目の決定を受けたのち、氏名変更があった場合は、個人事項証明書（戸籍抄本）を添付してください（申込み前3か月以内に発行された原本に限ります。）。

IV. 免除者の取扱いについて

- 1 試験科目の免除申請を行い当該試験年度に免除が認められた科目のある者（以下「免除者」という。）は、次の計算式により免除となった科目の試験時間が短縮されます。

1問あたりの解答時間=試験時間÷問題数

$$\text{選択式の短縮時間} = 10\text{分} \times \text{免除となる科目の問題数} [10\text{分}/\text{問}] = 80\text{分} \div 8\text{問}$$

$$\text{択一式の短縮時間} = 3\text{分} \times \text{免除となる科目の問題数} [3\text{分}/\text{問}] = 210\text{分} \div 70\text{問}$$

注1 選択式の「労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識」は、2問で20分短縮となります。

注2 試験科目と問題数は 1頁を参照してください。

- 2 免除者は試験当日、択一式試験問題を持ち帰ることができません。また、自らの解答を書き控えて持ち帰ることもできません。これは、上記1のとおり試験時間が短縮されるため、通常の試験の実施中に問題用紙が持ち出されることを防止するための措置です。なお、欠席者・途中棄権者・不正者を除く免除者は、択一式試験問題を持ち帰ることができないため、9月中旬頃に試験センターより未使用の択一式試験問題用紙を郵送します。
- 3 免除者の試験会場は、試験センターが指定した試験会場となります。ただし、前記の試験会場指定の参考にいたしますので、受験申込書の「希望試験地」及び「希望試験会場コード」は必ず記入してください（記入がない場合は、書類不備となります。）。
- 4 免除者は原則、免除者を集めた試験室での受験となります（会場の都合により、特別の措置を受ける方と同室となる場合もあります。）。
- 5 試験開始時刻は、23頁の「試験の時間割」のとおりですが、試験終了時刻は個別に異なります。試験の終了にあたっては、監督者の指示に従ってください（当日の時間割については、机上の受験番号シール内に表示します）。
なお、試験終了時刻が、23頁の「試験の時間割」の退室禁止時間と重なる場合、解答用紙は回収しますが、退室可能時間又は試験終了時刻まで自席にて待機いただくこととなります。

V. 科目免除者への配点

- 1 免除者は、選択式試験及び択一式試験それぞれに原則として以下の計算方法で算出された点数を免除された科目に配点します。
- 2 択一式試験の「労働者災害補償保険法」及び「雇用保険法」には、10問中3問ずつ「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」が含まれるため、「労働者災害補償保険法」及び「雇用保険法」は満点を7点とし、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」は満点を6点として計算します。
- 3 合否の判断は、免除科目の配点に受験した科目の得点を加えた合計点と、受験した科目の得点が、それぞれの合格基準に達した場合に合格となります（合格基準については、2頁を参照）。

$$\begin{array}{lcl} \text{選択式試験の免除科目の配点} & = & \text{総得点の合格基準点} \div 40\text{点(満点)} \times \text{免除となる科目の満点} \\ \text{択一式試験の免除科目の配点} & = & \text{総得点の合格基準点} \div 70\text{点(満点)} \times \text{免除となる科目の満点} \end{array}$$

(例) ①選択式試験の総得点の合格基準点が25点の場合

$$25\text{点} \div 40\text{点} \times 5\text{点} = \text{免除となる科目に} 3.1\text{点を配点(小数点以下第2位を四捨五入)}$$

②択一式試験の総得点の合格基準点が44点の場合

$$44\text{点} \div 70\text{点} \times 10\text{点} = \text{免除となる科目に} 6.3\text{点を配点(小数点以下第2位を四捨五入)}$$

以上のことから、原則として総得点の合格基準点の点数を各科目に均一に割り当てた点数が免除科目の得点とみなされるため、受験した科目において免除科目への配点以上の得点をしないと総得点の合格基準点に達しない場合がありますので、ご理解のうえ科目免除を申請してください。なお、配点結果に関しての事後照会には応じられません。

VI. 審査結果について

免除申請の結果は、8月上旬に受験票とは別に郵送します。8月3日（月）までに届かない場合は、8月5日（水）までに試験センターへご連絡ください（期限までにご連絡のない場合は、通知が到着したものとみなします）。なお、審査の結果、申請科目の全部又は一部が免除資格に該当しない場合であっても、受験資格がある場合は、受験申込みの取消し及び受験手数料の返金はできませんので、あらかじめご了承ください。

VII. 次回以降試験での免除申請の選択について

- 1 試験年度毎に免除申請をするか、しないかは免除資格者ご自身の選択によって行うことができます。
- 2 試験科目の免除決定は試験合格まで有効です。

VIII. 社会保険労務士法 別表第1（労働社会保険諸法令）

(10・11頁 受験資格一覧表 受験資格コード08・13関係、20・21頁 試験科目の一部免除者一覧関係)

1 労働基準法	20の15 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法
2 労働者災害補償保険法	20の16 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律
3 職業安定法	20の17 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律
4 雇用保険法	20の18 林業労働力の確保の促進に関する法律（第13条の規定に限る。）
5 労働保険審査官及び労働保険審査会法	20の19 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
6 削除	20の20 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律
7 職業能力開発促進法	20の21 石綿による健康被害の救済に関する法律（第38条及び第59条の規定に限る。）
8 駐留軍関係離職者等臨時措置法（第10条の2の規定に限る。）	20の22 次世代育成支援策推進法
9 最低賃金法	20の23 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律
10 中小企業退職金共済法	20の24 生活困窮者自立支援法（第10条第1項及び第15条第2項の規定に限る。）
11 國際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法	20の25 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法
12 じん肺法	20の26 青少年の雇用の促進等に関する法律
13 障害者の雇用の促進等に関する法律	20の27 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
14 削除	21 健康保険法
15 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（第25条の規定に限る。）	22 船員保険法
16 労働災害防止団体法	23 社会保険審査官及び社会保険審査会法
17 港湾労働法	24 厚生年金保険法
18 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律	25 国民健康保険法
19 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法	26 国民年金法
20 労働保険の保険料の徴収等に関する法律	26の2 年金生活者支援給付金の支給に関する法律
20の2 家内労働法	27 独立行政法人福祉医療機構法（第12条第1項第12号及び第13号並びに附則第5条の2の規定に限る。）
20の3 勤労者財産形成促進法	28 石炭鉱業年金基金法
20の4 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律	29 児童手当法
20の5 沖縄振興特別措置法（第78条の規定に限る。）	29の2 平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律
20の6 労働安全衛生法	29の3 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法
20の7 作業環境測定法	30 高齢者の医療の確保に関する法律
20の8 建設労働者の雇用の改善等に関する法律	31 介護保険法
20の9 賃金の支払の確保等に関する法律	32 前各号に掲げる法律に基づく命令
20の10 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（第16条（第18条の規定により読み替える場合を含む。）及び第20条の規定に限る。）	33 行政不服審査法（前各号に掲げる法令に係る不服申立ての場合に限る。）
20の11 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律	
20の12 地域雇用開発促進法	
20の13 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律	
20の14 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律	

①労働諸法令（1～20の20）

②社会保険諸法令（21～31）

《 試験科目の一部免除資格者一覧 》

●免除資格者欄に該当する者は、当該科目の免除申請ができます（16～19頁をご精読ください。）。

免除科目		免除資格者
1	労働基準法及び 労働安全衛生法	<ul style="list-style-type: none"> ① 下記イ参照 ② 国家公務員として労働基準法、労働者災害補償保険法又は労働安全衛生法の施行事務に従事した期間が通算して10年以上になる者 ③ 労働保険審査会の委員の職にあった期間が通算して5年以上になる者 ④ 労働基準監督官採用試験に合格した者 ⑤ 司法試験に合格した者で労働法を選択した者（旧法の規定による司法試験第2次試験に合格した者で労働法を選択した者を含む。）
2	労働者災害補償保険法	<ul style="list-style-type: none"> ① 下記ロ参照（3の①及び4の①に掲げる者に該当する者として雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の科目について、試験の免除を受ける者を除く。） ② 下記イ参照 ③ 下記ハ参照（3の③及び4の③に掲げる者に該当する者として雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の科目について、試験の免除を受ける者を除く。） ④ 国家公務員として労働基準法又は労働者災害補償保険法の施行事務に従事した期間が通算して10年以上になる者 ⑤ 労働者災害補償保険審査官の職にあった期間が通算して5年以上になる者 ⑥ 労働保険審査会の委員の職にあった期間が通算して5年以上になる者 ⑦ 下記ニ参照（3の⑦及び4の⑦に掲げる者に該当する者として雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の科目について、試験の免除を受ける者を除く。） ⑧ 下記ホ参照（3の⑧及び4の⑧に掲げる者に該当する者として雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の科目について、試験の免除を受ける者を除く。）
3	雇用保険法	<ul style="list-style-type: none"> ① 下記ロ参照（2の①及び4の①に掲げる者に該当する者として労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の科目について、試験の免除を受ける者を除く。） ② 下記イ参照 ③ 下記ハ参照（2の③及び4の③に掲げる者に該当する者として労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の科目について、試験の免除を受ける者を除く。） ④ 国又は地方公共団体の公務員として雇用保険法又は職業安定法の施行事務に従事した期間が通算して10年以上になる者 ⑤ 雇用保険審査官の職にあった期間が通算して5年以上になる者 ⑥ 労働保険審査会の委員の職にあった期間が通算して5年以上になる者 ⑦ 下記ニ参照（2の⑦及び4の⑦に掲げる者に該当する者として労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の科目について、試験の免除を受ける者を除く。） ⑧ 下記ホ参照（2の⑧及び4の⑧に掲げる者に該当する者として労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の科目について、試験の免除を受ける者を除く。）
4	徴労保険の保険料等に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ① 下記ロ参照（2の①及び3の①に掲げる者に該当する者として労働者災害補償保険法及び雇用保険法の科目について、試験の免除を受ける者を除く。） ② 下記イ参照 ③ 下記ハ参照（2の③及び3の③に掲げる者に該当する者として労働者災害補償保険法及び雇用保険法の科目について、試験の免除を受ける者を除く。） ④ 国又は地方公共団体の公務員として労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行事務に従事した期間が通算して10年以上になる者 ⑤ 労働保険審査会の委員の職にあった期間が通算して5年以上になる者 ⑥ 労働保険事務組合の役員（非常勤の者を除く。）又は職員として労働保険事務に従事した期間が通算して10年以上になる者 ⑦ 下記ニ参照（2の⑦及び3の⑦に掲げる者に該当する者として労働者災害補償保険法及び雇用保険法の科目について、試験の免除を受ける者を除く。） ⑧ 下記ホ参照（2の⑧及び3の⑧に掲げる者に該当する者として労働者災害補償保険法及び雇用保険法の科目について、試験の免除を受ける者を除く。）
5	健康保険法	<ul style="list-style-type: none"> ① 下記ロ参照 ② 国又は地方公共団体の公務員として健康保険法の施行事務に従事した期間が通算して10年以上になる者 ③ 社会保険審査官の職にあった期間が通算して5年以上になる者 ④ 社会保険審査会の委員長及び委員の職にあった期間が通算して5年以上になる者 ⑤ 健康保険組合、健康保険組合連合会若しくは全国健康保険協会の役員（非常勤の者を除く。）又は従業者として健康保険法の実施事務に従事した期間（全国健康保険協会設立当時の役職員にあっては、社会保険庁の職員として健康保険法の施行事務に従事した期間を含む。）が通算して10年以上になる者 ⑥ 下記ニ参照 ⑦ 日本年金機構の役員（非常勤の者を除く。）又は従業者として健康保険法の実施事務に従事した期間（日本年金機構設立当時の役職員にあっては、社会保険庁の職員として健康保険法の施行事務に従事した期間を含む。）が10年以上になる者

免除科目	免除資格者
6 厚生年金保険法	<p>① 下記□参照 ② 下記イ参照(7の②に掲げる者に該当する者として国民年金法の科目について、試験の免除を受ける者を除く。) ③ 下記ハ参照(7の③に掲げる者に該当する者として国民年金法の科目について、試験の免除を受ける者を除く。) ④ 国又は地方公共団体の公務員として厚生年金保険法の施行事務に従事した期間が通算して10年以上になる者 ⑤ 社会保険審査官の職にあった期間が通算して5年以上になる者 ⑥ 社会保険審査会の委員長及び委員の職にあった期間が通算して5年以上になる者 ⑦ 厚生年金基金、企業年金連合会(旧厚生年金連合会)若しくは厚生年金保険法に基づく実施機関(厚生労働大臣を除く。)の役員(非常勤の者を除く。)又は従業者として厚生年金保険法の実施事務に従事した期間が通算して10年以上になる者 ⑧ 下記ニ参照 ⑨ 下記ホ参照 ⑩ 日本年金機構の役員(非常勤の者を除く。)又は従業者として厚生年金保険法の実施事務に従事した期間(日本年金機構設立当時の役職員にあっては、社会保険庁の職員として厚生年金保険法の施行事務に従事した期間を含む。)が10年以上になる者</p>
7 国民年金法	<p>① 下記□参照 ② 下記イ参照(6の②に掲げる者に該当する者として厚生年金保険法の科目について、試験の免除を受ける者を除く。) ③ 下記ハ参照(6の③に掲げる者に該当する者として厚生年金保険法の科目について、試験の免除を受ける者を除く。) ④ 国又は地方公共団体の公務員として国民年金法の施行事務に従事した期間が通算して10年以上になる者 ⑤ 社会保険審査官の職にあった期間が通算して5年以上になる者 ⑥ 社会保険審査会の委員長及び委員の職にあった期間が通算して5年以上になる者 ⑦ 国民年金基金、厚生年金基金若しくは企業年金連合会(旧厚生年金連合会)又は共済組合、若しくは共済組合連合会の役員(非常勤の者を除く。)又は従業者として公的年金各法の実施事務に従事した期間が通算して10年以上になる者 ⑧ 下記ニ参照 ⑨ 下記ホ参照 ⑩ 日本年金機構の役員(非常勤の者を除く。)又は従業者として国民年金法の実施事務に従事した期間(日本年金機構設立当時の役職員にあっては、社会保険庁の職員として国民年金法の施行事務に従事した期間を含む。)が10年以上になる者</p>
8 社会保険に関する他の労働及び一般常識	<p>① 下記ハ参照 ② 国又は地方公共団体の公務員として厚生労働省の所掌事務に属する行政事務に従事した期間、厚生労働大臣が所管する行政執行法人(旧特定独立行政法人)の役員又は職員として行政事務に相当する事務に従事した期間及び特定地方独立行政法人の役員又は職員として厚生労働省の所掌事務に属する行政事務に相当する事務に従事した期間が通算して10年以上になる者 ③ 日本年金機構の役員(非常勤の者を除く。)又は従業者として行政事務に相当する事務に従事した期間(日本年金機構設立当時の役職員にあっては、社会保険庁の職員として行政事務に従事した期間を含む。)が10年以上になる者 ④ 全国健康保険協会の役員(非常勤の者を除く。)又は従業者として行政事務に相当する事務に従事した期間(全国健康保険協会設立当時の役職員にあっては、社会保険庁の職員として行政事務に従事した期間を含む。)が10年以上になる者</p>

イ 国又は地方公共団体の公務員として社会保険労務士法別表第1に掲げる労働諸法令(別表第1第1号から第20号の20までに掲げる法律及びこれらの法律に基づく命令並びに行政不服審査法(同表第1号から第20号の20までに掲げる法律又はこれらの法律に基づく命令に係る不服申立ての場合に限る。)をいう。)の施行事務に従事した期間が通算して15年以上になる者

ロ 国又は地方公共団体の公務員として社会保険労務士法別表第1に掲げる社会保険諸法令(別表第1第21号から第31号までに掲げる法律及びこれらの法律に基づく命令並びに行政不服審査法(同表第21号から第31号までに掲げる法律又はこれらの法律に基づく命令に係る不服申立ての場合に限る。)をいう。以下同じ。)の施行事務に従事した期間が通算して15年以上になる者

ハ 労働若しくは社会保険に関する法令に関する厚生労働省令で定める事務(以下「労働社会保険法令事務」という。)を行う厚生労働大臣が指定する団体の役員若しくは従業者として労働社会保険法令事務に従事した期間が通算して15年以上になる者又は社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人の補助者として労働社会保険法令事務に従事した期間が通算して15年以上になる者で、厚生労働省令で定める基準に適合するものとして厚生労働大臣が指定した全国社会保険労務士会連合会が行う講習を修了した者

ニ 日本年金機構の役員(非常勤の者を除く。)又は従業者として社会保険諸法令の実施事務に従事した期間(日本年金機構の設立当時の役員(非常勤の者を除く。)又は日本年金機構法附則第8条第3項の規定により日本年金機構の職員として採用された者(上記「日本年金機構設立当時の役職員」という。)にあっては、社会保険庁の職員として社会保険諸法令の施行事務に従事した期間を含む。)が通算して15年以上になる者

ホ 全国健康保険協会の役員(非常勤の者を除く。)又は従業者として社会保険諸法令の実施事務に従事した期間(全国健康保険協会設立当時の役員(非常勤の者を除く。)又は健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第15条第3項及び雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)附則第26条第3項の規定により全国健康保険協会の職員として採用された者(上記「全国健康保険協会設立当時の役職員」という。)にあっては、社会保険庁の職員として社会保険諸法令の施行事務に従事した期間を含む。)が通算して15年以上になる者

《 特別の措置 》

I. 特別の措置

身体の障害等のため受験にあたり特別な配慮が必要となる方は、受験申込とあわせて特別の措置の申請を行うことにより、その障害等の状況によって特別の措置を受けることができます。

なお、補聴器、ルーペ、座布団等の持参使用が必要な方や、試験時間中に服薬が必要な方も特別の措置の申請が必要となります。

II. 申請方法

受験申込書の特別措置コード欄に該当するコードを記入（23頁参照）のうえ、「特別措置申請書」及び添付書類（以下「申請書類」という。）を受験申込書に添えて提出してください。なお、申請にあたっては、障害等の種類・程度・症状と希望する措置によって必要となる添付書類が異なりますので、「措置内容一覧表」をご参照のうえ、申請書類を揃えて提出してください。

注1 過去に特別の措置の申請をした方であっても、試験申込の都度、申請書類の提出が必要です。また、過去に提出した書類と同一内容の書類であっても添付書類を省略することはできません。

注2 受験申込書の特別措置コードに記入がない場合は、特別の措置の希望はないものとみなします。また、申請書類に不備・不足があった場合は、特別の措置が認められない可能性があります。記入漏れや書類の不備・不足については、充分ご注意ください。

注3 「特別措置申請書」、「措置内容一覧表」は試験センターホームページから取得できます。なお、不明な点は試験センターにお問い合わせください。

III. 添付書類

添付書類については「措置内容一覧表」をご覧いただき、次の中から対応する必要書類をご用意ください。なお、特別の措置の審査に際し、添付書類の追加提出を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。

1 医師の診断書（原本）

3ヶ月以内に発行された原本を提出してください。

2 身体障害者手帳の写し

氏名及び障害の状態が記載されている部分の写しを提出してください。

3 精神障害者保健福祉手帳の写し

有効期限内のものに限ります。氏名の記載及び公印のある部分の写しを提出してください。

4 特定疾患医療受給者証又は特定医療費（指定難病）受給者証の写し

有効（承認）期限内のものに限ります。氏名の記載、疾病名及び公印のある部分の写しを提出してください。

5 自立支援医療等受給者証の写し

有効期限内のものに限ります。氏名の記載及び公印のある部分の写しを提出してください。

6 母子健康手帳の写し

氏名及び手帳発行日が記載されている部分の写しを提出してください。

IV. 特別措置者の取扱い

1 特別の措置の申請を行い、当該試験年度に特別の措置が認められた者（以下「特別措置者」という。）の試験会場は、試験センターが特別の措置の内容に応じて指定した会場となります。ただし、前記の試験会場指定の参考にいたしますので、受験申込書の「希望試験地」及び「希望試験会場コード」は必ず記入してください（記入がない場合は、書類不備となります。）。

2 特別措置者は原則、特別の措置のない受験者とは別室での受験となります。

3 試験時間の延長措置について申請し、認められた者は、試験の時間割（23頁参照）とは時間が異なるため、試験センターより別途ご案内します。

V. 措置内容の審査

特別の措置は、必ずしもご希望どおりの措置が受けられることをお約束するものではありません。障害等の種類・程度・症状と希望する措置内容に合理性が認められ、かつ医師の診断書等の添付書類により、その必要性が客観的に確認できる措置についてのみ認めます。

なお、不正防止・公平性の観点及び設備的・技術的制約等により試験センターが対応できないと判断した措置は認められません。

また、措置内容の審査は毎年の試験ごとに行うため、過去に認められた措置であっても、却下となる可能性があります。

VI. 特別措置の決定

決定した措置については、「特別措置審査結果通知書」に記載し、8月上旬に受験票とは別に郵送します。8月3日（月）までに届かない場合は、8月5日（水）までに試験センターへご連絡ください（期限までにご連絡のない場合は、通知が到着したものとみなします。）。なお、通知した措置のほかにご希望がある場合でも、追加で申請を行うことはできません。

VII. その他

1 試験当日は受験票のほかに、「特別措置審査結果通知書」を必ず持参してください。

2 受験に際し介助が必要な場合は、特別の措置を申請したうえで、受験者自身が介助者を手配してください（試験の監督者等は、受験者の介助を行なうことはできません。）。また、試験時間中の入室制限等、介助者の介助の範

囲には制限があります。

- 3 特別の措置の申請にあたっては、特別措置申請書に記載された「注意事項」を確認のうえ、特別措置申請書の「記名押印」欄に記名押印してください。記名及び押印がない場合は、特別の措置の申請を受け付けることはできません。
- 4 全盲又は弱視力で特別の措置を申請する方は、受験申込前に電話等により試験センターへご連絡ください。なお、試験センターからの案内文書は全て墨字となりますので、あらかじめご了承ください。

特別措置コード表

特別措置コード	区分
0 1	視覚に障害があるため、受験に際し特別の措置を希望する。
0 2	聴覚に障害があるため、受験に際し特別の措置を希望する。
0 3	上肢に障害があるため、受験に際し特別の措置を希望する。
0 4	下肢に障害があるため、受験に際し特別の措置を希望する。
0 9	上記01～04以外で、受験に際し特別の措置を希望する（妊娠中、試験時間中の服薬希望等）。あるいは01～04の複数に該当する場合で、受験に際し特別の措置を希望する。

注 受験に際し、特別の措置を希望する方は上記の「01～09」のうち該当するコード番号を受験申込書に必ずご記入ください。

《 試験当日の注意事項等について 》

I. 試験当日に机上に置けるもの

- 1 受験票（2頁参照、試験中は必ず机上へ置いてください。また、受験票に書き込みはしないでください）
- 2 筆記用具（H Bの鉛筆・複数本、H Bのシャープペンシル、プラスチック消しゴム）
- 3 腕時計（通信・計算機能がなく、音を発しないもの）
注1 机上に置けるものは上記の1～3のほか眼鏡です（眼鏡ケースは不可）。
注2 試験時間中は、蛍光ペン、色鉛筆、定規、鉛筆削り等、上記2の筆記用具以外の使用はできません。
注3 原則として試験室に時計はありません。ある場合でも正確な時刻とは限りませんので、腕時計（通信・計算機能がなく、音を発しないもの）を持参してください。

II. 来場方法と着席時刻

- 1 試験会場への来場は、公共交通機関を利用して下さい。車（タクシーを含む）、バイクや自転車での来場・送迎は禁止します。
- 2 試験会場の開場時刻は、9：30です。この時刻より早く来場されても入場できませんのでご注意ください。
- 3 座席は、受験番号による指定席です。試験室については、試験当日に会場でご案内します。
- 4 試験についての注意事項を説明しますので午前は10：00、午後は12：50までにトイレを済ませて試験室に入室し、着席してください。
- 5 試験開始時刻に着席していない方は受験できません。また、午後の試験のみを受験することはできません。出席状況を確認した結果、午前の試験を欠席し、午後からの受験であった場合は、退席していただきます。

III. 試験の時間割

着席時刻から試験の説明を始めますので、必ずこの時刻までに指定の席へお座りください。座席には受験番号・時間割を明記した受験番号シールが貼付しております。

事 項	午 前（選択式）	午 後（択一式）
着席時刻（受験者集合・着席）	10：00	12：50
注意事項の説明、試験開始準備	10：00～10：30（30分）	12：50～13：20（30分）
試験開始時刻	10：30	13：20
退室禁止時間	着席～試験開始後 試験開始後～終了前	10：00～11：10（70分） 11：40～11：50（10分）
退室可能時間（許可を得てトイレ・飲水可能）	11：10～11：40（30分）	14：10～16：40（150分）
試験終了時刻	11：50	16：50
昼食時間（監督者の退室許可後から休憩開始）	11：50～12：50（60分）	

注 退室可能時間中は、希望者に対し、監督者が順次トイレにご案内します。監督者の指示があるまではトイレに離席することはできませんので、自席にて待機いただきますようお願いします。

なお、すぐにご案内できるとは限りませんので、必ず着席時刻前や昼食時間中に済ませていただきますようお願いします（トイレ等の離席中も試験時間は中断されません。）。

IV. その他

- 1 冷房設備の温度調整ができない場合がありますので、体温調整が可能な服装としてください。
- 2 飲料水を試験室に持ち込む場合は、ペットボトルのみ可とします（ボトルカバーは使用不可）。ボトル缶、水筒は持ち込めません。なお、試験中の飲水には時間の制限があり、詳細については試験当日に説明します。
- 3 昼食は各自でご用意ください（会場によっては食事処がなかったり、定休日であったり、混雑する場合があります。）。

- 4 写真付きの身分を証明する書類（運転免許証、パスポート、社員証、学生証等）を持参してください（受験申込時に提出された写真と本人が著しく異なる場合は、試験時間中であっても本人確認を行う場合がありますので、ご了承ください。）。
- 5 試験時間中に監督者への意思表示が必要な場合は、黙って手を挙げてください。
- 6 試験時間中に周囲の生活騒音がある場合でも救済措置は行いません（ドア等の開閉音、監督者等の足音、監督者の監督業務上必要な会話・アナウンス・事務作業により生じる筆記音・封筒から書類を取り出す際の音等、空調音、飛行機・船舶・電車・車等の音、緊急車両等のサイレン、犬・蝉等の鳴き声、照明の点滅、街頭宣伝、他の受験者の咳・くしゃみ・鼻をする音等）。
- 7 体調不良等により咳・くしゃみのおそれのある方は、マスクを着用する等他の受験者への配慮をお願いします。監督者が写真確認を行います。この場合は、マスクを外してください。
- 8 監督業務上必要と判断された場合は、試験時間中であってもお声掛けをすることがあります。この場合は試験時間の中止とならず、救済措置も行いません。
- 9 試験終了の指示と同時に筆記用具を置いて解答を止めてください。
- 10 試験終了後、解答用紙が回収されても、監督者の指示があるまで席を立たないでください。
- 11 試験中に不正行為が確認された場合は、受験を中止させ、退室を命じることがあります。また、試験会場・試験室の秩序を乱す行為、他の受験者に迷惑を及ぼす行為が確認された場合も同様の取扱いとします。
- 12 所持品の管理は自己責任です。落し物・忘れ物・盗難等にご注意ください。試験センターは一切の責任を負いません。
- 13 受験申込者への緊急を要する情報提供等が必要となったときは随時（不定期）にホームページ上にて周知を行う場合があります（試験日に台風が上陸するおそれがあるときの情報提供等）。
- 14 試験中に火災・地震等の緊急を要する事態が発生した場合は、試験室の監督者の指示に従い行動してください。
- 15 この受験案内は、合格発表日まで保存してください。

V. 携帯電話・スマートウォッチ等の電子機器類について

試験当日の携帯電話・スマートウォッチ・パソコン・タブレット・電子辞書・電卓・PDA・スマートグラス等のウェアラブル端末等の電子機器類（以下「携帯電話・スマートウォッチ等」という。）の持ち込みについては、次のとおり充分ご注意ください。なお、携帯電話・スマートウォッチ等の取扱いについては試験当日の事前説明及び監督者の指示に従ってください。

- 1 携帯電話・スマートウォッチ等は、試験室内で使用できません。試験室内に持ち込む場合は事前に電源の切り方を確認してください。
- 2 不正行為防止のため携帯電話・スマートウォッチ等を時計として使用することはできません。
- 3 試験中に音が鳴る、あるいはバイブレーションが作動し、所有者を特定したときや電源を付けたまま所持していることが確認された場合は失格となります。
- 4 腕時計の機能や形状によっては、試験時間中であっても確認をさせていただく場合があります。
- 5 試験会場では、携帯電話・スマートウォッチ等をお預かりすることはできません。

●問合せ先 「全国社会保険労務士会連合会 試験センター」

電 話 03(6225)4880 ※回線が混み合い、繋がりにくい場合があります。

平 日

9:30～17:30（土日祝日、年末年始は繋がりません。）

試験前日

10:00～16:00（試験の欠席にかかる連絡は不要です。）

F A X 03(6225)4883 ※受験資格・免除資格の事前確認、住所変更の届出用。その他の照会には応じられません。

所在地 〒103-8347 東京都中央区日本橋本石町3-2-12 社会保険労務士会館5階

W E B <https://www.sharosi-siken.or.jp>（ポータルサイトから **社会保険労務士試験オフィシャルサイト** で検索）